

観光統計強化事業業務委託 企画提案募集要領（令和6年度）

1 目的

この要領は、「観光統計強化事業」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

(1) 業務名

観光統計強化事業業務委託

(2) 事業内容

- ① 別添1「観光統計強化事業業務委託基本仕様書」に定めるほか、別添2「観光入込客統計に関する共通基準」及び別添3「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領」のとおり実施すること。
- ② 観光地点パラメータ調査は、別添4「観光地点パラメータ調査票」を用いて実施すること。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 提案上限額

9,124千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格及び失格事由に関する事項

本プロポーザルに応募できる事業者は、以下の項目のすべての要件を充たす単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 単独企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）
- ④ 1年以上引き続き業として、本事業に類する統計調査・分析に関する業務を営んでいること。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更正及び再生手続きをしていないこと。

(2) 共同企業体

- ① 各構成員が（1）①から③及び⑤から⑧に掲げるすべての項目を満たしている者であること。
- ② （1）④については、共同企業体として要件を満たしていること。
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成された者であること。
- ④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の企業体の構成員ではないこと。
- ⑤ 共同企業体協定書を締結していること、又は当該業務契約締結の日までに協定書の締結を予定していること。なお、契約締結の日において、協定書の締結が完了していない場合は、契約相手方としない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しなかったとき。
- ⑥ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法

本プロポーザルに参加する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第 1 - 1 号）：1 部
- ② 事業者概要書（様式第 2 - 1 号）：1 部

<添付書類>

- ※ 1 会社概要がわかるパンフレット等 1 部
- ※ 2 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書 各 1 部
- ※ 3 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないことを証明する書類（非課税のものを除く。）各 1 部
- ア 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの。）
- イ 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地 管轄の税務署が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの。）
- ※ 4 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し
- ※ 5 ※ 2～4 については、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 125 条第 5 項に定める競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者は、提出する必要はない。また、各種証明書等は複写したもので差し支えない。
- ※ 6 共同企業体にあたっては、様式第 1 - 2 号に加え、すべての構成員について様式第 1 - 3 号、※

1～4の添付書類及び3(2)⑤に記載の協定書の写しを提出すること。なお、申込時に協定書の締結が完了していない場合は、契約締結の日までに締結し、提出すること。

③ 企画提案書(様式第3号) : 1部

④ 様式第3号に添付する企画提案書 : 紙媒体6部、CD-ROM又はDVD-ROM1部

<再委託がある場合>

⑤ 再委託事業者の事業者概要書(様式第2-1号) : 1部

(2) 書類の提出期限

① 参加申込書、誓約書(様式第1-1～3号)及び事業者概要書(様式第2-1～2号) : 令和6年4月12日(金)午後5時

② 企画提案書(様式第3号) : 令和6年4月24日(水)午後5時

(3) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出方法

直接提出又は郵送とする。

- ・ 直接提出の場合は、山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)に提出先に提出すること。
- ・ 郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

(5) 企画提案書の記載事項

○企画提案書については、下記に基づき作成すること。

i) 企画提案書の仕様

- ・ 企画書A4判縦長の横書き(片面印刷)の10ページ以内(表紙・目次を含む)とし、左上1箇所をホチキスで綴じること。白黒、カラーは問わない。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A4判にして綴りこむこと。

ii) 企画提案書に記載すべき事項

ア) 業務委託内容に関する具体的な企画案

- ・ 観光地点パラメータ調査の実施手法(配置人数や体制、サンプル回収方法等)
※外国人対応可能な調査員の配置予定(各期配置人数等)についても記載すること。
- ・ 観光地点パラメータ調査結果の分析
- ・ 県の観光交流施策に資する分析の項目・手法の提案
※本県の観光の課題や改善点等が分かるような分析手法を提案すること。
※「山形県観光者数調査」の集計は県が提供するデータを用いるため、企画提案は不要
※観光入込客数(実数)及び観光消費額単価、観光消費額等の推計については、観光庁が提供する「統計量推計支援ツール」を活用して推計するため企画提案は不要
※「経済波及効果の測定」は県が算出するためのツール等を提供するため企画提案は不要
※観光庁等で行っている各種統計調査(宿泊旅行統計調査等)についての専門的見地からのアドバイスは、県からの照会に対応するため、企画提案は不要

イ) 本業務に係る受託体制等

- ・ 組織体制、受託責任者、担当者、受託責任者及び担当者の実績
- ・ 本事業における情報セキュリティ対策

ウ) 実施スケジュール

- 経費見積書（任意様式）：1部

見積額（消費税及び地方消費税の額を含む）のほか、別添1「観光統計強化事業業務委託基本仕様書」の「4委託業務内容」の項目ごとに単価や単位を明示した積算内訳（税抜）を記載すること。

なお、これに含まれない項目がある場合は、任意で項目を追加すること。

(6) その他

- ・ 提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・ 提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・ 企画提案書は様式第3号に添付して提出すること。

5 企画提案書作成等に係る質問・問い合わせ

企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第4号）」により行うものとする。

質問書の提出は、「10 担当部局」に以下の方法のいずれかで行うこと。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

- ・ 電子メール（件名を「観光統計強化事業 業務委託への問い合わせ」として送付すること。）
- ・ 直接提出（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出すること。）
- ・ 郵送（簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。）

(1) 質問書の受付期間

令和6年4月12日（金）午後5時までとする。

(2) 質問書への回答

質問書への回答は、山形県ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）にて令和6年4月17日（水）までに順次、掲載する。

ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法、評価基準及び選定方法

- (1) 審査は、山形県が設置する「観光統計強化事業企画審査会」（以下、「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。なお、審査にあたり、提案者からプレゼンテーションを実施する。
- (2) 評価は以下の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別添5「企画提案審査基準」を確認すること。
 - ① 企画提案内容について
 - ② 業務遂行能力について
 - ③ 経費の妥当性について
- (3) 上記評価基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下、「次点者」という。）を選定する。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。
- (4) 提案者が多数の場合は、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。この場合、上位3者を第1次審査通過とし、プレゼンテーションを実施する。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- (6) 各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点

を満たさない提案者は選定の対象としない。

- (7) 提案者が無い場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 審査会（プレゼンテーション）：令和6年5月中旬
(2) 審査結果通知：令和6年5月中旬
(3) 契約締結：令和6年5月下旬
※詳細については、提案者に別途通知する。

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 選定結果については、参加した全ての者に対して通知する。
(2) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
(3) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
(2) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
(3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
(4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
(5) 募集及び契約については、山形県の都合により停止する場合がある。
(6) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。
(7) 本業務に係る成果物については、令和6年4月1日から令和6年4月24日まで、「10 担当部局」において閲覧資料を公開する。（閲覧可能時間は、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）とする。）

10 担当部局

山形県観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 企画調整担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電 話：023-630-3821 F A X：023-630-2097

メール：ykanko#pref.yamagata.jp

#を@に変えて送信してください